

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	公益通報者保護法の一部を改正する法律
規制の名称	「事業者がとるべき措置」
規制の区分	新設
担当部局	消費者庁消費者制度課
評価実施時期	令和2年3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>平成12年から平成14年頃に相次いだ食品偽装やリコール隠し等の企業不祥事の多くが通報を契機に発覚したことから、一定の要件を満たす通報(以下「公益通報」という。)をした労働者の保護を図るための民事規定等を定める公益通報者保護法(以下「法」という。)が、平成16年に制定され、平成18年4月に施行された。これにより、公益通報が促され、事業者が法令遵守を図るために活用することで、国民の安全・安心の確保が図られることとなった。</p> <p>しかしながら、法施行後においても、公益通報の制度を十分に活用することができず社会問題化した企業不祥事が引き続き生じている状況である。こうした問題を放置すれば、労働者は公益通報をちゅうちょしかねず、事業者にとっても、そのイメージの悪化等を通じて経営上大きな損失につながり得る。</p> <p>このため、</p> <p>ア 事業者(※)に対しては、公益通報に対応する業務に従事する者(以下「公益通報対応業務従事者」という。)を定め、公益通報に適切に対応するために必要な体制(以下「公益通報対応体制」という。)の整備その他の必要な措置(※大企業(常時使用する労働者300人超をいう。以下同じ。))は義務、中小企業(常時使用する労働者300人以下をいう。以下同じ。)は努力義務)</p> <p>イ さらに、その公益通報対応業務従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の漏えい禁止を義務付けるものである。</p> <p>こうした規制の新設を行わない場合は、上記のような状況が改善しない。</p>
直接的な費用の把握	<p>「遵守費用」</p> <p>①アの義務の対象についての遵守費用としては、当該義務の対象となる大企業(約17,000社(平成26年経済センサス))において、公益通報対応業務従事者が、公益通報を受け付け、調査や是正措置等を行うための人件費、旅費その他の諸経費が挙げられる。したがって、当該約17,000社のうちこの法律の施行までに公益通報対応体制を整備していない事業者については「遵守費用」が新たに発生し得るものの、各事業者の整備状況(※1)、事業者の規模等により「遵守費用」に係る人数やその人件費は様々であるため、「遵守費用」の金銭価値化は困難である。</p> <p>※1 「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」において、大企業1,248社のうち1,065社が「内部通報体制を整備している」と回答。他方、このように 回答した事業者のうち「内部通報制度の仕組みの社内への周知」、「是正措置・再発防止策の実施」の内部規程を整備していると回答した事業者は、それぞれ、約45%、約68%にとどまる。</p> <p>また、①イの義務についての遵守費用は発生しない。</p> <p>「行政費用」</p> <p>行政費用としては、国において、①アの義務を履行しない事業者に対する助言、指導、勧告等を行うための費用のほか、追加で民間事業者向け研修会の開催等周知のための費用(※2)が発生する。</p> <p>※2 令和2年度予算案では「民間事業者向け研修会の運営」(旅費含む)として250万円程度、「公益通報者保護制度に関する広報事業」として500万円程度を計上</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>公益通報対応体制を整備していなかった事業者(③※1参照)が、①ア及びイの義務を通して、実効性のある公益通報対応体制を整備し、公益通報者を特定させる事項の保持徹底等、適切に運用することで、公益通報が促進されるとともに法令遵守の徹底が図られ、国民の安全・安心の確保につながる。また、事業者における法令遵守等違反に伴う経営損失リスクを防ぐことにも資する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>規制の新設を行うことで事業者に一定の費用負担が生じるものの、事業者が、実効性のある公益通報対応体制を整備し、公益通報者を特定させる事項の保持徹底等、適切に運用することで、公益通報が促進されるとともに法令遵守の徹底が図られ、国民の安全・安心の確保につながるため、規制の新設が必要である。</p>
代替案との比較	<p>大企業に対して努力義務を課すことも考えられるが、上記の規制の目的を達成するためには、義務とする採用案の方が適切である。</p> <p>他方、中小企業も含めた全事業者に対する義務付けは、事業者の事務負担等の観点から、妥当ではない。</p>
その他の関連事項	<p>消費者委員会から答申として出された「公益通報者保護専門調査会報告書」(平成30年12月)における提言(民間事業者に内部通報体制の整備を義務付けるべきである。但し、常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業者については、事務負担等を勘案し、努力義務とすべきである。)を踏まえ、今回の改正を行うものである。</p>
事後評価の実施時期等	<p>この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方その他新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。</p>